

議案参考資料

[令和元年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第83号 桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正に伴い、幼児教育無償化の対象となる子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を新たに設けるとともに、特定教育・保育施設における食事の提供に要する費用の取扱いを改める等の改正を行おうとするものです。

概要

- 1 幼児教育無償化の対象となる幼稚園の預かり保育や認可外保育施設など、子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を新たに加えます。
- 2 特定教育・保育施設における3歳以上児の食事の提供に要する費用について、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降子どもに対する副食費を除き、特定教育・保育施設が保護者から支払を受けることができる費用とします。
- 3 特定地域型保育事業(※)が適切に確保しなければならない連携施設について、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に合わせ要件を緩和する等の改正を行います。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

幼児教育無償化の開始に伴い、市町村の従うべき基準である国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正が行われ、本年10月1日から施行されました。なお、上記1及び2の改正内容については、施行から1年を超えない期間内で市町村の条例改正が行われるまでの間は、国の基準を市町村の条例で定める基準とみなすとの経過措置が設けられています。

参考資料

<施設の分類> ()内は、桐生市における該当施設数)

- 特定教育・保育施設 (※) — 幼稚園(7)、保育園(14)、認定こども園(19)
- 特定地域型保育事業
児童福祉法では「家庭的保育事業」という — 家庭的保育事業(0)、小規模保育事業(0)、
居宅訪問型保育事業(0)、事業所内保育事業(0)
- 特定子ども・子育て支援施設等 — 新制度未移行の幼稚園(0)、
幼稚園等の預かり保育事業(26)、
認可外保育施設(5)、一時預かり事業(24)
病児保育事業(2)、ファミリーサポートセンター事業(1)